

第8回西和賀町議会臨時会

令和6年5月14日（火）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

ただいまから第8回西和賀町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、配付のとおりであります。

それでは、直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、5番、高橋敏樹君、6番、唐仁原俊博君、以上2名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

続いて、日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。開会に先立ちまして、議会運営委員会において協議を行っておりますが、本臨時会の会期は本日の1日限りにしたいと思いますので、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日限りに決定しました。

続いて、日程第3、諸報告を行います。本日の臨時会に出席を求めました内記町長並びに柿崎教育長より、次のとおり説明員として地方自治法第121条の規定による説明委任をした旨の通知があったので、これを受理しました。その職氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長 初めに、内記町長より説明委任のあった者の職氏名を申し上げます。副町長、刈田哲彦。会計管理者兼税務課長、柳沢里美。総務課長、吉田博樹。企画財政課長、高橋光世。観光

商工課長、真壁一男。建設水道課長、佐藤太郎。農林課長、農業委員会事務局長、吉田祐康。町民課長、小松重貴。健康福祉課長、新田由香里。病院事務長、東清彦。なお、農業委員会事務局長にあつては、町長より囑託を受けた者として出席するものであります。

次に、柿崎教育長より説明委任のあった者の職氏名を読み上げます。学務課長、照井哲。生涯学習課長、菊池輝昌。

この際、併せて議事運営補助員として私、議会事務局長、小林英介、主査、刈田真理子、主任、佐々木大和が従事しますので、お知らせをします。

以上です。

議長 次に、本議会として、議員定数や議会基本条例等の見直しをすることを議員定数等あり方検討委員会及び議員あり方検討委員会の2つの委員会に諮問しましたので、お知らせします。

次に、町長より行政報告のための発言を求められております。この際これを許します。

内記町長。

町長 おはようございます。本日の臨時会、よろしく願いいたします。

私から3項目について行政報告を申し上げます。

初めに、西和賀さわうち病院の医師体制について報告します。4月1日付で新たに園田卓司医師に着任いただいております。岩手県と岩手県国民健康保険団体連合会は、将来岩手県内の市町村立病院または県立病院等で地域医療に従事することを希望する方に修学資金の貸付けを行い、修学を援助するとともに、県内で勤務する医師を確保することを目的として、岩手県市

町村医師養成事業を行っており、園田先生は、当該事業の養成医師として3月まで岩手県立中央病院脳神経内科に勤務されておりました。さわうち病院着任後は、すぐに患者さんやスタッフとも打ち解けて、内科医師として精力的に診療活動を行っております。

また、石亀慎也内科医長であります。令和6年度の派遣についても、岩手県に対し要請をしてきたところであり、この度、県のご配慮により令和5年度に引き続き派遣いただくこととなりました。

園田先生と石亀先生には、これまでの経験を生かし、さらなるご活躍を期待しているところであります。

最後に、3月末で退職されました北村道彦先生につきましては、令和6年度からさわうち病院顧問として、週3回の外来診療をお願いしております。診療はもちろん病院運営全般にわたってご指導をいただいております。

令和6年度は、小原院長を含めて常勤医師3名、非常勤医師2名の診療体制を確保し、地域医療の役割を担っていくものであります。

続いて、公用車の事故に伴う損害賠償に係る専決処分について報告します。昨年12月19日、草井沢地内において除雪作業中の除雪車が後退した際、後方の注意確認を怠り、駐車中の軽自動車に衝突し、当該車両のフロント部分が損傷したことによる損害について、相手方からの請求額の確定通知を受けて話し合いが調い、議会の委任による専決処分を3月22日に行いました。事故に伴う町の損害賠償金額は72万5,505円となり、全額を保険金により支払うものであります。

詳細につきましては、議会宛ての報告書に記載しておりますので、省かせていただきますが、公用車の運行に当たっては、安全確認を徹底するなどの注意を行い、その後の事故防止に努めてきたところであります。

続いて、株式会社湯田牛乳公社に係る町が保

有している株式の一部譲渡及び役員の辞任について報告します。初めに、株式の一部譲渡についてであります。株式会社湯田牛乳公社が株式上場を目指すに当たり、経営の独立性が求められることから、令和6年3月、3社に対し町が保有している株式3万7,200株のうち2万7,403株を譲渡いたしました。譲渡後の町の保有株式は9,797株となります。

なお、譲渡に伴う債券売払収入は1億7,784万4,000円で、令和5年度西和賀町一般会計補正予算（第8号）に計上しており、今議会で専決処分の承認をお願いするものであります。

また、役員についてであります。令和6年2月26日付で、私が就任しておりました取締役会長を辞任し、町から役員の派遣はしないことといたしました。

以上、3項目についての行政報告であります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長　これで諸報告を終わります。

続いて、日程第4、承認第1号　専決処分事項の承認を求めることについて（西和賀町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長　ただいま上程になりました承認第1号　専決処分事項の承認を求めることについて（西和賀町税条例の一部を改正する条例）について提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、地方税法施行令等の改正に伴い、西和賀町税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により令和6年3月29日に専決処分したので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものであります。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長　税務課長。

会計管理者兼税務課長　おはようございます。そ

れでは、私から改正内容について説明いたします。

例年行われておりますこの税制改正に伴う税条例の改正につきましては、県から示された条例改正の例に基づき行うものです。

なお、改正部分には下線を引いてありますが、字句等の改正のみを行ったもの、あるいは法律改正に伴い条文の整理を行ったものなど、今回の税制改正において内容が大きく変わらない部分については割愛させていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

初めに、今回の主な改正内容は、令和6年分の所得税、個人住民税の定額の減税の実施に伴う個人の住民税に関する改正、固定資産税の負担調整措置等の延長などを行うものです。

それでは、西和賀町税条例の一部を改正する条例の1ページを御覧ください。第51条は、町民税の減免について規定しているもので、第2項の後段に、ただし書のとおり、町長の職権による減免を可能とする規定を追加するものです。

これまで減免を受けようとする場合には、申請書とその減免事由を証明する書類の提出が必要でしたが、減免事項に該当することが明らかで、かつ減免する必要があると認められる場合は省略できるものとしたものです。

3ページを御覧ください。第71条は固定資産税の減免について、第139条の3は特別土地保有税の減免について規定しているもので、町民税の減免と同様に、職権による減免を可能とする規定を追加するものです。

4ページを御覧ください。制定附則の改正になります。第4条の2は、公益法人等に係る町民税の課税の特例の規定を削除するものです。

第7条の5から15ページの第7条の8までの追加は、令和6年度分の個人町民税の特別税額控除、いわゆる定額減税に係る規定を追加するものです。

第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例を規定しており、特別税

額控除額の算定に用いる所得割の額について、当該規定の適用後のものとなるよう読替規定を追加するものです。

17ページ、第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定を受けようとする者がすべき申告について規定しており、認定長期優良住宅に係る特例について申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規定を追加するものです。

20ページ、第11条の見出し、第11条の2、21ページ、第12条から24ページの第13条までは、土地の価格の特例や宅地、農地等に対する固定資産税の特例について規定しており、主に「令和3年度から令和5年度」としていたものを「令和6年度から令和8年度まで」と延長するものです。

24ページ、第15条の特別土地保有税の課税の特例についても、同様に期間の延長をするものです。

25ページ、第16条の3から29ページ、第20条の3までの改正ですが、特別税額控除、定額減税の対象となる所得割の額について、上場株式等に係る配当所得などの各条項の個人町民税の所得割額の額に含めるものとする読替規定を追加するものです。

最後に、30ページを御覧ください。改正附則についてですが、第1条では、施行期日を令和6年4月1日としております。

なお、第56条の改正規定については令和7年4月1日とし、附則第4条の2を削る改正規定については公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日からとしております。

第2条では、固定資産税に関する経過措置を規定しております。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

普本歌織君。

3 番 今回のこのような改正で、どれだけの人に
どういった影響が出るかということをお教え
ください。

議長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 今回の定額減税につつま
しては、給与所得……令和 6 年分の所得税につ
いては 1 人 3 万円、令和 6 年度分の個人住民税
については 1 人 1 万円の減税を実施するという
内容になっております。

定額減税で減額できなかった部分については、
補足給付金として、その分の差額を個人の世帯
の方に給付することとなっております。

現在 6 月議会のほうの予算に計上するために、
その不足額の部分については、今計算をして予
算計上したいというような予定をしております。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご
異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決します。

承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めるこ
とについて（西和賀町税条例の一部を改正する
条例）を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方
は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認するこ
とに決定しました。

続いて、日程第 5、承認第 2 号 専決処分事
項の承認を求めることについて（西和賀町国民
健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題
とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました承認第 2 号
専決処分事項の承認を求めることについて（西
和賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条
例）について提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、地方税法施行令等の改正
に伴い、西和賀町国民健康保険税条例の一部を
改正する条例を地方自治法第 179 条第 1 項の規
定により令和 6 年 3 月 29 日に専決処分したので、
同条第 3 項の規定により、その承認を求めるも
のであります。

詳細については、担当課長から説明いたしま
すので、ご審議の上、原案のとおりご承認くだ
さいますようお願いいたします。

議長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 初めに、今回の主な改正
内容は、後期高齢者支援金等課税額に係る課税
限度額の引上げ及び国民健康保険税の減額の基
準について、軽減判定所得の見直をするもので
す。

西和賀町国民健康保険税条例の一部を改正す
る条例の 1 ページを御覧ください。第 2 条は、
国民健康保険税の課税額を規定しているものに
なりますが、法律改正に合わせて改正するもの
で、令和 5 年度の税制改正においても課税限度
額が引き上げられたところではありますが、令和
6 年度においても負担の公平性の確保、中間所
得層の負担の軽減を図る観点から、後期高齢者
支援金等課税額に係る課税限度額を現行の 22 万
円から 24 万円に引き上げるものです。

第 23 条は、国民健康保険税の減額を規定して
いるもので、国民健康保険税の負担能力が特に
不足している被保険者を救済するため、第 2 条
の改正に合わせて後期高齢者支援金等課税額に
係る課税限度額を現行の 22 万円から 24 万円に引
き上げた上で軽減措置の対象を拡大するもので
す。

2 ページを御覧ください。第 2 号では、5 割

軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数の数に乗すべき金額を現行の29万円から29万5,000円に、第3号では2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数の数に乗すべき金額を現行の53万5,000円から54万5,000円にそれぞれ引き上げるものです。

次に、附則についてであります。第1項では施行期日を令和6年4月1日とし、第2項では経過措置を規定しております。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決します。

承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（西和賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、日程第6、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度西和賀町一般会計補正予算（第8号）について）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました承認第3号

専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度西和賀町一般会計補正予算（第8号）について）提案理由を申し上げます。

この専決処分は、例年、年度末に確定する各種譲与税及び交付金の交付額の確定、基金充当事業に係る決算見込額の変更など、歳入歳出予算に所要の調整を行う必要が生じ、緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年3月29日に専決処分を行ったので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものであります。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,798万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億4,441万円とするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

第2条、繰越明許費の補正については、7ページ、第2表、繰越明許費補正のとおり、8款土木費、河川改修事業を追加し、3事業について繰越しの金額を変更するものです。

第3条、地方債の補正については、8ページ、第3表、地方債補正のとおり、道路防災対策事業ほか2事業について、借入限度額の変更をするものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 それでは、補正予算の内容について説明いたします。

初めに、歳出から説明いたします。15ページを御覧ください。2款1項5目財産管理費、基金造成事業、企画課分4,060万8,000円の増額は、特別交付税及びふるさと納税等の額の確定に伴い、財政調整基金積立金5,850万8,000円の増額、減債基金積立金310万円の増額、がんばる西和

賀応援基金積立金2,100万円の減額をするものです。

基金造成事業、農業振興課分5,900万円の増額は、歳入の株式会社湯田牛乳公社株券の売払収入の一部を農業みらいづくり基金に積立てをするものです。

基金造成事業、林業振興課分293万9,000円の増額は、立木売払収入分を町有林造成基金に積み立てるものです。

6目企画費、ふるさと納税推奨事業2,340万円の減額は、ふるさと納税推進業務委託料等の経費の確定に伴うものであります。

16ページ、3款1項1目社会福祉総務費500万5,000円の減額及び17ページ、2目高齢者福祉費108万8,000円の減額は、それぞれ事業費の確定に伴うものです。

4款1項1目保健衛生総務費、医師養成事業1,360万円の減額は、対象者がなかったことから減額を行うものです。

2目予防費、新型コロナウイルスワクチン接種事業224万8,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業費国庫負担金過年度返還金の額確定に伴うものです。

18ページを御覧ください。6款1項5目農地費611万2,000円の減額は、中山間地域等直接支払事業及び環境保全型農業直接支払事業の事業費確定に伴うものです。

7款1項2目商工振興費665万1,000円の減額及び19ページ、3目観光費1,198万1,000円の減額は、それぞれ事業費の確定に伴うものです。

8款2項3目道路除雪費7,350万円の減額は、暖冬により今季の降雪量が例年に比較し大幅に少なかったことから、道路除排雪に係る経費について予算執行状況等を精査し減額を行うものです。

20ページを御覧ください。10款3項2目教育振興費50万6,000円の増額は、全国中学校スキー大会等派遣補助金になります。

5項1目保健体育総務費5万3,000円の増額は、

JOCジュニアオリンピックカップ等大会派遣補助金になります。

12款1項1目元金507万円の減額及び21ページ、2目利子2万9,000円の減額は、地方債償還元金及び償還利子の額確定に伴うものです。

次に、11ページからの歳入について説明いたします。2款地方譲与税から12ページ、10款環境性能割交付金まで及び13款交通安全対策特別交付金の増減額については、譲与税、交付金の額の確定に伴うものです。

12款1項地方交付税2億4,457万7,000円の増額は、特別交付税の交付額確定に伴うものです。

16款2項国庫補助金827万5,000円の増額、13ページ、17款2項県補助金615万3,000円の減額及び3項委託金92万8,000円の増額は、それぞれ事業費の確定に伴うものです。

18款2項1目3節立木売払収入293万9,000円の増額は、町有林立木売払及び分収造林分収金であります。

3目1節債券売払収入1億7,784万4,000円の増額は、町が保有する株式会社湯田牛乳公社の株券3万7,200株のうち2万7,403株を譲渡したことによるものです。

19款1項寄附金3,800万円の減額は、がんばる西和賀応援寄附及び企業版ふるさと納税寄附の額確定に伴うものです。

14ページを御覧ください。20款1項基金繰入金4億2,465万2,000円の減額及び2項他会計繰入金1,111万9,000円の減額は、特別交付税、債券売払収入等の増額並びに歳出における充当事業の事業費確定等に伴い繰入額を調整したものです。

23款町債は、第3表、地方債補正に合わせ、道路防災対策事業ほか2事業の財源調整を行ったものです。

次に、7ページを御覧ください。第2表、繰越明許費補正は、1事業を追加し、3事業の金額を変更するものです。

8款3項河川費、河川改修事業について、被

災箇所の調査及び対策検討並びに用地協議に不測の日数を費やし、工事に必要な期間が確保できないため繰り越すものです。

3款1項社会福祉費、住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業ほか2事業については、年度内支出見込額の精査により翌年度に繰り越す額を変更するものです。

次に、8ページを御覧ください。第3表、地方債補正です。道路防災対策事業ほか2事業について、事業費の精査により、借入限度額を変更するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決します。

承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度西和賀町一般会計補正予算（第8号）について）を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、日程第7、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
内記町長。

町長 ただいま上程になりました承認第4号

専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について）提案理由を申しあげます。

この専決処分は、年度末における県の保険給付費等交付金の確定に伴い、歳入歳出予算に所要の調整を行う必要が生じ、緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年3月29日に専決処分を行ったので、同条第3項の規定によりその承認を求めるものであります。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,581万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,037万3,000円とするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について、歳入から説明いたします。6ページを御覧ください。3款1項1目保険給付費等交付金4,581万5,000円の減額は、普通交付金の確定によるものです。

次に、歳出について説明いたします。7ページを御覧ください。2款1項1目一般被保険者療養給付費4,400万円、2項1目一般被保険者高額療養費181万5,000円の減額は、歳入の普通交付金の確定に伴い予算調整をするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決します。

承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和5年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について)を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、日程第8、承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和5年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算(第4号)について)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和5年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算(第4号)について) 提案理由を申し上げます。

この専決処分は、事業費の確定に伴い、歳入歳出予算に所要の調整を行う必要が生じ、緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年3月29日に専決処分を行ったので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものであります。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,111万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,225万1,000円とするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について、歳出か

ら説明いたします。7ページを御覧ください。

1款1項1目温泉施設管理費、27節繰出金、一般会計繰出金1,111万9,000円の減額は、一般会計、7款1項3目観光費の観光費臨時事業において温泉開発事業費補助金の額確定に伴い減額するものです。

次に、歳入について説明いたします。6ページを御覧ください。3款2項1目基金繰入金、温泉開発整備基金繰入金1,111万9,000円の減額は、歳出の一般会計繰出金の額確定に伴い減額するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決します。

承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和5年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算(第4号)について)を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、日程第9、議案第1号 令和6年度西和賀町一般会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長　ただいま上程になりました議案第1号
令和6年度西和賀町一般会計補正予算(第1号)
について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、第2期西和賀町まち・ひと・しごと創生総合戦略における基本目標の一つである移住者の受入れ環境整備に資する取組として、官民連携による子育て世帯向け住宅の整備を図るため、必要な予算措置を行おうとするものです。

1ページを御覧ください。第1条、債務負担行為の補正については、2ページの第1表、債務負担行為補正のとおり、移住定住促進(子育て世帯向け)住宅借上料を追加するもので、期間は令和7年度から令和36年度までの30年間とし、限度額を1億7,712万円と定めるものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長　提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

真嶋実君。

2番　この債務負担行為について私自身、なかなか網羅的に把握できていないので、基礎的なことの確認になるかもしれませんけれども、ご容赦いただきたいと思います。

債務負担行為については、本来の趣旨的には建設事業等で複数年にわたる事業において財務を平準化することを目的としてつくられた仕組みかと認識しております。その上で、この制度ができた当初の考え方としては、公債費相当額を超えることのないようにというようなこと、それからその期間については制度本来の趣旨に鑑み、できるだけ短期とすることというようなことが、これは私の資料、古いものしかなくてあれですけども、昭和47年9月の財務局長通知というようなものが、現在も国のホームページ等に表示されているものであります。

一方で、今回の民間の活用という部分でいき

ますと、民間資金活用の手法としてPFIですか、プライベート・ファイナンス・イニシアティブということでの平成11年に法律が制定されて、民間の資金をいかに公共事業に活用していくかという、ここに関わって今回の債務負担行為の運用になるのかなとは思いますが、さきに述べたような、そもそも論で言うところの趣旨からいうときには、非常に短期であるべきだということと、単年度の財政負担は少なくなる一方で、今回も総額でいくと1億7,700万という、町にとっては大きな債務負担を30年に分けて決めるということになるのでしょうか、先ほど言ったような視点から、町の財政にとっての影響をきちんと把握して、この事業が進められていくかということを含めて、整合性等を教えていただきたいと思います。

議長　企画財政課長。

企画財政課長　お答えいたします。

まず、債務負担行為につきましては、議員お見込みのとおりかと思えます。

それから、PFI、官民連携事業の解釈につきましても、議員お見込みのとおりかと思えます。

その上で、今回の30年間という町の債務負担行為設定の是非といいますか、適否についてお答え申し上げますけれども、今回この住宅を整備したことによる移住者、人口増等による普通交付税の増額とか、住民税あるいは固定資産税等の収入等々を兼ね合わせまして、今回の1億7,000万円余りの町の支出を、30年間の人口増等で十分に回収するだけの試算を行った上で、今回この債務負担行為を設定させていただいたところでございます。

議長　真嶋実君。

2番　あと2点ほど確認としては、これまで町の債務負担行為については長期のものがあったのかということと、この長期の債務負担行為について、財政上のバランスの確認というのをどういう形でこれから30年にわたってやっていく

のかという部分について教えていただければ。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 これまでの長期にわたる債務負担行為があったかどうかというお尋ねでございますけれども、今具体的に案件をちょっと申し上げることはできませんけれども、私の記憶の限りでは、長期にわたる、10年以上にわたる債務負担行為は何件かあったと記憶しております。決して今回初めてということではないと思っておりますし……

(単年度収支についての声)

企画財政課長 そちらにつきましては、随時チェックをしながら進めていきますけれども、先ほど答弁申し上げたのは、あくまでも現段階の試算として、これは債務負担行為を設定する場合に必ずそういう試算をして十分に回収できるものしか債務負担行為設定しないというわけではございませんが、今回は一応そういった長期にわたる、かつ町の財政に与える影響も大きいものですから、念のためにそういった試算も行っているものであります。そういったチェックにつきましては、一応毎年度、毎年度、そういったことについては意を尽くしていきたいと思っていますところでございます。

議長 刈田敏君。

1 1 番 移住定住促進の子育て世帯向けの住宅借上料、これについての住宅についての詳細等あれば、その辺をお聞きしたいと思います。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

今回整備を予定している住宅でありますけれども、子育て世帯向けの住宅ということで、2LDK 2戸、それから3LDK 2戸、都合4戸の住宅整備を予定しているものでございます。

議長 刈田敏君。

1 1 番 一応移住定住という文言があるわけでありまして、そちらのほうに特化した形で進めていくことでよろしいですか。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

住宅整備後の実際の入居の要件とかにつきましては、今後検討してまいりますけれども、基本的には移住者向けというふうに理解していただいて結構かと思っております。

議長 普本歌織君。

3 番 3点お聞きしたいと思います。

1点目は、期間ですね、30年の根拠。先ほど税込として回収できる見込みということでしたが、5年、10年とか、短くできないかという検討はされたかということをお聞きしたいです。

2点目は、建てた業者があると思うのですが、そこで運営しないで、町が借り上げるということのメリットを伺いたいです。

3点目は、先日の議会への説明ですと、今後借り上げる前提で今後建設が始まるというような説明でしたが、その建設に当たって町の意向がどの程度反映されるのか。仕様ですとか、例えば豪雪に耐えられるものになるのかとか、そういったところの町の意向ですとか、運営するに当たっても、30年間という長い期間ですので、その間に家賃の変更があったりとかすると思うのですが、そういったところでも町はどの程度意見を反映できるのかということをお伺いしたいです。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

まず、30年の妥当性というか、もう少し短い期間の設定ができなかったのかというお尋ねでございますけれども、短くすればするほど当然ですけれども、単年度の町の支出が増えるということでもありますので、そういった点に配慮をしたということかと思えます。

それから、借り上げることのメリットということでありますけれども、これも本来ですと町の予算で単年度ないし複数年で予算を、建設には予算が伴いますけれども、これを長期にわたって町の財政負担を分散させることができる

というメリットがあるかと思っております。

それから、今回住宅整備に当たっては、この後予算を議決いただいた後に公募型のプロポーザルを実施することにしております。その際に、建てる住宅の仕様といいますか、こういう住宅にしてくださいという要求水準書というものがございまして、それで細かく部材等の仕様を示して、それに合った提案を事業者からいただくということになっておりますので、そういった面で町の意向というのは一定程度反映されるということになろうかと思います。

その上で提案をいただいて、プレゼンテーションしていただきます。その際も町のほうで実際の提案を聞きながら、いろいろと確認をした上で評価をして、最終的に事業者が決まるということになっているものでございます。

議長 中村ひとみ君。

4番 私も根拠についてなのですけども、この住宅は移住定住者向けですので、先ほども課長申されたように、この世の中、今少子化で混乱しているのですけれども、その中で人口が増加するというふうにおっしゃられましたけれども、その根拠というのはどういったところでしょうか。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

私が人口増加と言った根拠は、単に今回の住宅整備によって、そこに移住者が住まわれることによる単純な増加ということで、もちろん社会増減、そのほか自然増減等合わせれば、結果として人口増加には結びつかないかもしれませんが、私が申し上げたのは今回の住宅整備によって単純に移住者が増えるということによる人口の増といういうことを申し上げたところでございます。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決します。

議案第1号 令和6年度西和賀町一般会計補正予算(第1号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第10、議案第2号 上野々地区公園等整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第2号 上野々地区公園等整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて提案理由を申し上げます。

この請負契約につきましては、予定価格5,000万円以上の工事請負契約であることから、地方自治法第96条第1項第5号及び西和賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものです。

契約の内容は、次のとおりであります。

- 1、工事名、上野々地区公園等整備工事。
- 2、工事場所、西和賀町上野々地内。
- 3、契約金額、7,972万8,000円。

4、請負者、西和賀町沢内字貝沢3地割15番地1、株式会社田中建設、代表取締役、田中均。

参考までに、工期は令和7年1月26日、指名業者は町内4者、入札は4月24日に実施したものであります。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決します。

議案第2号 上野々地区公園等整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

以上で本臨時会の全ての議事を終了しました。

これをもって第8回西和賀町議会臨時会を閉会します。大変お疲れさまでした。

午前11時03分 閉 会